

2007年度アジア・太平洋研究センター活動報告

アジア・太平洋研究センター主催研究会

日 時：2007年7月18日（水）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階 社会倫理研究所会議室

報告者：中村元哉（南山大学外国語学部アジア学科准教授）

テーマ：近現代東アジアの外国書籍をめぐる国際関係—中国を中心に—



〈報告目次〉

はじめに

一、清末・民国期の「著作権法」と翻訳権

二、清末・民国期の外国語書籍をめぐる国際関係

1 ベルヌ条約と中米・日中関係

2 翻訳自由論をめぐる東アジアと欧米

3 東アジアにおける中国の欧米化

三、清末・民国期の外国語書籍と国内外の反応

1 戦前中国の翻訳事情

2 外国語書籍をめぐる著作権訴訟

3 ヨーロッパ、アメリカ、日本の対策とその実情

おわりに

東アジア共同体が議論されるようになってから、既に一定の時間が経過した。しかし、その実現は予想通り困難なものであり、今ではその実現の可能性さえも、一部の有識者からは危ぶまれている。こうした悲観的現状を何とか克服しようと、ある人々は比較的現実的だとされる経済領域に即して、また、ある人々は「東アジア」各国の文化的価値観のすり合せを通じて、「東アジア」の公共性を模索し、その実現の可能性を高めようとしている。

だが、東アジア共同体を論じるためには、たとえどんなに陳腐な言い回しと批判されようとも、やはり「東アジア」内部の様々な関係性が明らかにされなければならない。その関係性とは、ある個別具体的な問題をめぐって生じる「東アジア」内部の協調と摩擦の関係であり、政治、外交、経済、社会、文化の領域をまたいで発生していく錯綜した関係である。各国政府は、その解決のために交渉を積み重ね、政治外交上の共通ルールを作ろうとする。もちろん非政府組織によるたゆまぬ努力を軽視するつもりはないが、政府間関係を中心とする話し合いがどのように「東アジア」内部の問題を解決していったのかこそがまず問われなければならないだろう。本報告は、「外国語書籍」——本報告においては、原著作者の許諾を得ないまま複製された外国語書籍と、原著作者の許諾を得ないまま別の言語に翻訳された書籍を含む概念として使用する。なお、とくに複製された外国語書籍が問題となる場合には複製された書籍、また別の言語に翻訳された外国語書籍が問題となる場合には翻訳（された）書籍と記すことにする。——の著作権（翻訳権）問題を事例として取り上げ、「東アジア」における国際関係の側面を明らかにしようとするものである。

ただし、幾つか前置きしなければならないことがある。

まず、本報告の「東アジア」は、日中関係を中心とする「東アジア」、とりわけ中国を中心とする「東アジア」に限られる、ということである。というのも、後述するように本報告が注目する 20 世紀前半の「東アジア」においては、台湾、朝鮮（韓国）が日本の支配下に入り、日本と中国の関係がより一層緊張した状態になっていくからである。しかも、当時の中国は、日本とは違い、欧米諸国のみならず「東アジア」内部（＝日本）からの侵略にも対抗しなければならず、「東アジア」における国際問題が最も集積されやすい国家の一つだったからである。当時の中国はまさに、日本と同じように不平等条約改正にむけて欧米諸国と向き合わなければならなかったが、それと同時に、台湾、朝鮮、満洲へと拡大する日本帝国法制にも対峙しなければならなかったのである。つまり、本報告の「東アジア」とは、日本、欧米の視点からはじめて立体的に浮かび上がってくる中国と、そうした中国と日本との関係を中心とする東アジアのことを指すものとする。

第二に、政治、外交、経済、社会、文化の領域をまたぐ東アジア内部の協調と摩擦の関係を考える際に、なぜ外国語書籍に注目するのかという問題である。

翻訳・複製を含む通常の私的な著作活動は、その対象として不特定多数の読者を想定し、文化力の向上を使命としているが、読者と文化力の向上をみざす範囲は必ずしも一国に限定されるわけではない。だからこそ、著作物は、人類や世界の公共物とみなされることがあるわけである。少なくとも、20世紀前半の中国と日本においては、「人類公共のもの」、「世界の公共事業」、「社会的公共的利益」などと形容されていたことだけは確かである。したがって、ある言語で書かれた書籍は、別の言語を使用している地域の社会情勢に応じて、国家の枠組みには収まりきらない公共性を体現する外国語書籍として容易に越境していくことになる。しかも、今日の商標権、特許権などの知的財産権をめぐる国際紛争を想起するまでもなく、外国語書籍は、しばしば、国と国、あるいは地域と地域との利害対立を引き起こすこともある。

しかし、翻訳・複製を含む著作活動はあくまでも私的な活動であって、たとえ国境を越え、国と国、あるいは地域と地域との対立を引き起こすことになったとしても、そこには公的な政治ないし外交の要素が含まれることはないはずだ、と疑問に感じる方もいるだろう。この疑問に対して法学を専門としていない筆者は正確に答えられないが、ただ一つだけ明言できることは、20世紀前半においては、翻訳権とその上位に位置する著作権＝版權には公権的要素が含まれていた、ということである。つまり、翻訳権や複製権を包摂する著作権は、個人的人格権、財産権にかかわる私権でありながらも、無断翻訳や無断複製などによって生み出される海賊版を取り締まるための刑事罰によっても保護されており、ある一国の社会全体の利益に配慮した公権的要素をも同時に帯びていたのである。こうした状況は、1945年以前の戦前の日本、朝鮮に当てはまるばかりでなく、私権の確立を目ざしていた戦前の中国においても当てはまる。

要するに、各国の社会状況に応じて越境していく外国語書籍は、国家単位を超えた公共性を内包すると同時に、各国政府による交渉によってしばしば経済的利害関係を調整しなければならない文化活動なのである。したがって、東アジア内部の協調と摩擦の関係を解明しようとする本報告の意図からすれば、格好の考察対象になり得る。

第三に、外国語書籍をめぐる東アジアの国際関係を検討するといっても、現状分析を行うのではなく、1949年以前の20世紀前半の歴史を振り返る、ということである。それは、単に研究空白を埋めたいからではない。旧稿「海賊版書籍からみた近現代中国の出版政策とメディア界」（『アジア研究』第52巻第4期、2006年）で指摘したように、現代中国のメディア情勢は過去の法制度と権利意識の積み重なりの上に成り立っているからである¹⁾。外国語書籍をめぐる東アジアの国際関係も、各国の著作権事情

1) 併せて旧稿では、清末・民国期の著作権が二つの特質を有していたことを指摘した。すなわち、著作権が検閲制度（言論の自由問題）とも結び付いていたこと、および出版者が著作権を共有（享有）する場合があったことである。

を前提にして発生していく以上、少なくとも近代西洋の著作権制度に接触した清末にまでさかのぼることが求められよう。

以上のような問題意識と研究視角から、本報告は20世紀前半の中国を中心とする外国語書籍の国際関係を考察していく。このテーマは、中国語圏においては「版權貿易」(copyright trade/copyright permission/copyright licensing)と称せられ、近年盛んに研究されている。

中国の「版權貿易」を考察した代表的な研究成果は、①鄭成思『版權公約、版權保護与版權貿易』(中国人民大学出版社, 1992年), ②史夢熊・牛慧蘭『出版産業与著作権法』(科学出版社, 2000年), ③辛広偉『版權貿易与華文出版』(重慶出版社, 2003年), ④張美娟『中外版權貿易比較研究』(北京図書館出版社, 2004年), ⑤William P. Alford, *To Steal a Book Is an Elegant Offense: Intellectual Property Law in Chinese Civilization* (California, Stanford University Press, 1995), ⑥李明山「近代中国保護外国著作権的歴史溯源」(『著作権』17期, 1995年), ⑦李明山主編『中国近代版權史』(河南大学出版社, 2003年)である。これらはいずれも、とりわけ①～④は、1990年の「著作権法」制定から1992年のベルヌ条約加盟および2001年のWTO加盟へと至る一連の現実的要請に応えた研究成果であるが、20世紀前半の歴史を検討したのは、わずかに⑤～⑦および③の一部のみである。確かにそれらは参照されるべき価値を有するが、⑥は外国人に対する中国の著作権保護をやや過大に評価する傾向にあり、③⑤⑦は東アジア内部の日本、朝鮮、満洲の視点、とくに日本の視点を欠いており、当時の中国の外国語書籍をめぐる国際関係のうち、その一端しか解明できていない。こうした日本の視点は、伊藤信男編『著作権100年史年表——著作権法施行70周年記念』(文化庁, 1996年)や吉村保『発掘日本著作権史』(第一書房, 1993年)、宮田昇『翻訳権の戦後史』(みすず書房, 1999年)、あるいは半田正夫『著作権法概説 第11版』(法学書院, 2004年)などの概説書から知ることができる。そこで、本報告は、これら日本の視点を外交史料館の一次史料からも適宜補いつつ、中国と日本、欧米の外国語書籍をめぐる国際関係の全貌を明らかにしていきたい。

これまでの外国語書籍をめぐる20世紀前半の中国史像は、次のようなものであった。近代中国では原著者の権利を無視した海賊版書籍が横行し、その解決に向けた国際社会における努力と交渉の過程は存在したはずがない。しかも、そうした状況は、戦後から今日に至るまで一貫していて、変化があったはずがない。だが、それは果たして正しいのか。無断で翻訳された書籍、無断で複製された書籍は、本当に無断であったのか。この点を再検討するのが本報告のねらいである。

当日の研究報告を通じて議論となった点は、以下のとおりであった。今後の研究課題としておきたい。

- ① 日本・朝鮮・中国の東アジアとベトナム・インドネシアなどの東南アジアとは、随分と状況が違う。なぜ東南アジアには、東アジアのような動きが20世紀前半になかったのか？
- ② しかし、東南アジアでもタイだけは例外である。それは何故なのか？
- ③ 翻訳と複製を一旦分離して考えるのが有効かもしれない。なぜなら、翻訳と複製はその目的を異にしているからである。
- ④ だが、中国では翻訳と複製が一緒に論じられている。それは、何故なのか？どのような中国社会の構造に根ざすものなのか？
- ⑤ そのキーワードの一つは、「外国語を原文で読みこなせる読者層の存在」にあるのかもしれない。最新の知識・文化を国内に広げるのであれば翻訳行為が必要だが、外国語をそのまま複製しても買い手がいるのであれば翻訳は必要ない。こうした人々はどの程度中国国内に存在していたのか？
- ⑥ あるいは、複製した書籍は、中国を経由して日本や東南アジア、世界に輸出されていたのではないか（日本語書籍なら日本→中国→日本という経路の存在）？
- ⑦ 複製は、近代西洋、とくに人格権を重視するドイツでは、本物の価値を減少させる行為として否定的に捉えられることがあった。そうした文化的感覚は、中国や日本には存在した（する）のか？ 中国に海賊版が広がる一因となっている社会的背景——ニセモノ観——を考える際に極めて有効な視点ではないか。
- ⑧ 著作権と表現の自由は、法学・政治学などの社会科学の通説からすれば関連性を有さない。しかし、地域研究に社会科学の理論をそのまま持ち込めないと、ところに地域研究の魅力がある。近現代中国の場合、両者は検閲で結び付けられ、やはり密接な関係性を有していたのである（前掲「海賊版書籍からみた近現代中国の出版政策とメディア界」）。では、その理由はどこに求められるのか？

【注記】本文の一部は拙稿「近現代東アジアの外国語書籍をめぐる国際関係—中国を中心に—」（『中国—社会と文化—』第22号，2007年）からの抜粋である。詳細な内容については、同論文を参照のこと。

（文責 中村元哉）